別表第三中「

工事の種類	事前出を要するもの

」を「

工事の種類	事前届出を要するもの

」に改め、同表第六号中「）の設置」の下に「（特定施設の種類ごとの数を当該特定施設の種類について直近に届け出た数の二倍以内の数に増加する場合を除く。）」を加える。

（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正）

第二条　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第二十号中「、第六号若しくは第七号」を「若しくは第六号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十の二　騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の同法第二条第一項の特定施設に該当する原子力発電工作物の全てを廃止した場合	廃止の後遅延なく	当該廃止に係る事項
二十の三　振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の同法第二条第一項の特定施設に該当する原子力発電工作物の全てを廃止した場合	廃止の後遅延なく	当該廃止に係る事項

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十七号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十七号）の施行に伴い、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「（譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たもの（国の機関又は地方公共団体が譲受け又は引取りをする場合にあっては環境大臣に通知したもの）に限る。）」を削り、同項第六号リを削り、同条第二項第一号中「（譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たもの（公立の大学が譲受け又は引取りをする場合にあっては環境大臣に通知したもの）に限る。）」を削り、同項中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　非常災害のため必要な応急措置として譲渡し等をする場合

第五条第二項第三号中「以下この号」を「第三項」に改め、「（譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たもの（公立博物館又は博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては環境大臣に通知したもの）に限る。）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「（譲受け又は引取りをした者が、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出たものに限る。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第四章の規定による業務に伴って譲渡し等をする場合

第五条に次の一項を加える。

3　第一項第四号又は前項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に規定する譲受け又は引取りをした者は、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出る（国の機関、地方公共団体、公立の大学、公立博物館又は博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては、環境大臣に通知する）ものとする。

第十一条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「法第二十条第二項」に改め、同項第一号ロ中「又は第四項」を「、第六項、第七項又は第八項」に改め、「により交付」の下に「、書換交付」を加え、同項を同条第一項とし、同条第四項中「法第二十条第四項」を「法第二十条第八項」に、「申請書を」を「申請書に、当該再交付を受けようとする個体等の写真を添えて、これを」に改め、同項第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に、「主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」を「その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」に改め、同項第二号ハを次のように改める。

ハ　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別

第十一条第四項第二号に次のように加える。

ニ　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別

ホ　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

第十一条第四項を同条第八項とし、同条第三項を次のように改め、同項を同条第四項とする。

4　法第二十条第四項の環境省令で定める様式は、様式第四のとおりとする。

第十一条第一項の次に次の二項を加える。

2　環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）は、法第二十条第二項の規定により登録の申請をした者に対し、同項の申請書及び前項の書類のほか、同条第一項に規定する登録要件に該当することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　法第二十条第二項第四号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録をしようとする個体等に係る次に掲げる事項

イ　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別

ロ　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

ハ　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別

ニ　主な特徴

ホ　所在地